

そらいろ通信 2月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



今年の2月は例年に増して厳しい寒さが続きましたが、いかがお過ごしでしょうか。最近、従妹の結婚式に出ました。約20年前、私たち夫婦が結婚したときに、ブーケを持ってきてもらう役をお願いした従妹だったので、その子が今度は結婚する立場になって…と、とても感慨深いものがありました。最近、百貨店で結婚式の様子をニュースで見ました。700人もの人たちが見守る中でのことだったそうです。人の幸せな様子を見ると、自分の体の中にも幸せなエキスが駆け巡りますね。



気になる相場 ～社員への結婚祝金～



(円)

	第一子	第二子	第三子
最高額	100,000	150,000	200,000
最低額	5,000	2,000	2,000
最多回答額	10,000	5,000	5,000
平均額	14,348	11,087	12,045

日本実業出版社調べ（調査期間 平成24年9月）

★これで完璧！ 2月の事務★



☆所得税・個人住民税の確定申告（2月17日～3月17日）☆

給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、平成 25 年中の年収が 2,000 万円を超える人、副収入がある人、2 ヶ所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、新たに住宅を取得したり、災害などで損害を被ったりした場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（2月10日まで）☆

1 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（2月28日まで）☆

1 月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆12月決算法人の確定申告と納税（2月中の決算応当日まで）☆

12 月決算法人の確定申告と納税、6 月決算法人の中間（予定）申告と納税。



名言 みつけた！

思いつきの（1 回限りの!?!）コーナーです。
新聞の書籍広告を見ていて見つけました。

「この世に“雑用”という名の用はない。
用を雑にした時に、“雑用”は生まれる」

ノートルダム清心学園理事長の渡辺和子さんの本の
広告です。職場でぜひ使いたい一言ですよ！

研修の時間は、給与を支払うのでしょうか？

Q. 社員が専門知識を深めるために、外部の研修やセミナーを受講することを推奨しています。受講する時間が所定労働時間内の場合は、そのまま給与を支払っており、時間外に受講する場合は特に残業代としては支払っていません。同じ研修なのに、給与が出たりでなかったりするの是不公平だという声が出ているのですが、どうすればよいのでしょうか？

A. 研修の受講料を会社が負担する場合は、その受講料に加えて給与も支払わないといけないのか…とご質問を受けることがあります。お気持ちはよく分かるのですが…。法的には、まずその受講を、強制しているのか任意であるのか、つまり、業務命令なのか自由参加なのか、で異なってきます。

会社や上司から、受講しなさいと明確に業務命令があって受講する場合は労働時間となり、その時間に対して給与を支払う義務があります。これに対して、自由参加の場合は原則として労働時間とならないため、給与を支払う必要もありません。

ただ実際には、どちらかはっきりしないケースもあるでしょう。このようなケースについては、明確な業務命令がなかったとしても、研修内容が業務と密接に関連があるような場合には、「黙示の指示」として労働時間＝給与支払義務あり、と判断されることもありますのでご注意ください。

また、安全衛生教育や避難訓練など、法令で使用者に実施義務のある研修については当然労働時間として扱わなければならないとされています。

ご質問のような不公平感を解消するには、まずはその研修が業務命令（業務に関連する者であるか）であるのか任意であるのかははっきりさせること、また任意の場合には、例えば研修受講申請などを会社に出して、会社が認めたものについては費用の半額や一部負担をしてあげる（ランクに応じて分けてもよいですね）、というようなルール決めをきちんとしておくことが大切なのではないでしょうか。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

